

南あわじ市マイホーム取得事業補助金について

この補助金は、転入者の市内への定住を促進し、市の人口増加を図るため、居住を目的として住宅の建築、購入をする淡路島外からの移住者の方へ、住宅取得費用の一部を補助するものです。

事業期間

令和2年(2020年)度から令和6年(2024年)度
【令和2年4月1日から令和7年3月31日】まで

補助対象者

- 平成30年(2018年)4月1日以降に淡路島外から南あわじ市に転入し、かつ、転入前3年間において市の住民基本台帳に記録がない個人
- 南あわじ市にて住宅を建築又は購入し、その住宅に居住して5年以上定住する方
- その住宅の所有者(所有者が複数の場合は、共有者が法人ではないこと)
- その住宅に住む人全員が市町村税を未納でないこと
- その住宅に住む人全員が南あわじ市暴力団員排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- 過去に南あわじ市マイホーム取得事業補助金を受けたことがないこと

補助対象住宅

- 自己の居住の用に供するものであって、次のいずれかの住宅
 - (1) 新たに建築したもの(増築、改築は除く)
 - (2) 住宅を購入したもの(所有歴のないもの)
 - (3) 南あわじ市の空き家バンク制度に登録する住宅を購入したもの

※別荘など一時的に使用するものや、賃貸、販売等営利を目的とするものを除く
※住宅建設及び購入と併せて購入した土地は対象外
- 工事請負契約又は売買契約の締結日が平成31年4月1日以降であり、転入日から1年以内であること
- 所有権保存登記・所有権移転登記に係る受付年月日が、令和2年4月1日以降であり、契約締結日から1年以内であること
- 専用住宅、併用住宅(店舗等の用に供する部分を除く)であって、玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、延床面積50平方メートル以上のもの

↑ 補助金額

【基本補助金】

- 新築住宅、建売住宅 **200万円**
- 中古住宅(市の空き家バンク登録) **100万円**



【加算補助金】(基本補助に下記の条件により加算されます。)

- 中学生以下で転入者である子ども **1人につき30万円**

【ご注意ください】

- 基本補助額と加算補助金の合計額と、住宅の取得に要した費用のうち、申請者の支払額の3分の1と比較して少ないほうの金額を上限とします。(1,000円未満切り捨て)
(例)基本補助+加算補助の合計金額が 230 万円であっても、
住宅取得費用の申請者の支払額が 600 万円の場合の補助金額は、200 万円
- 併用住宅にあっては居住部分の面積で按分した取得費用のみが対象です。
- この補助金は住宅の取得に対する補助です。
確定申告等に関しては、税務署までお問合せください。
- 補助金決定・受領後でも要件に該当しなくなった場合は、補助金の返還を命ずること
があります。

↑ 相談・申請・実績受付

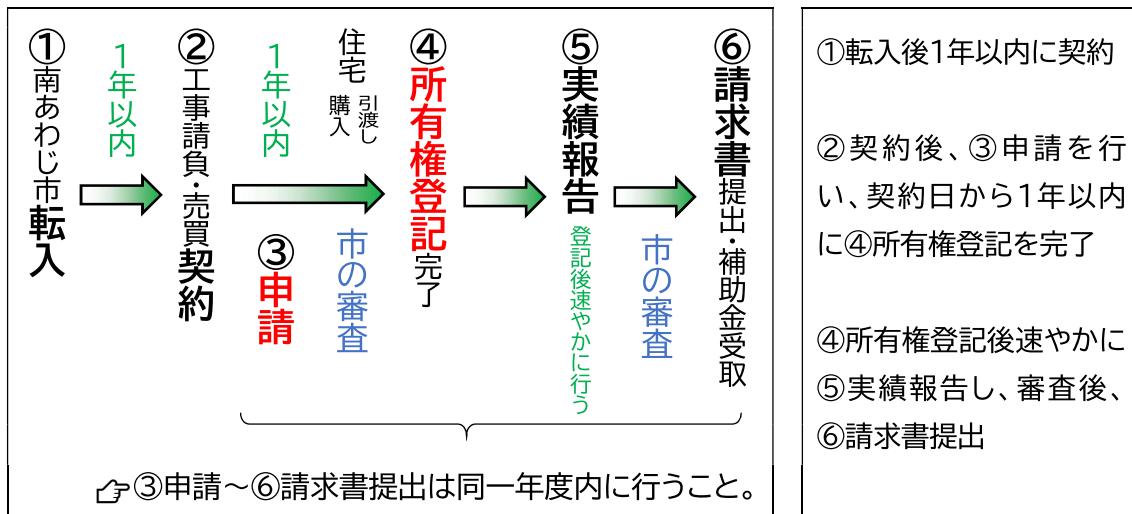
- 受付期間 令和2年(2020年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日(5年間)
※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 受付場所 ふるさと創生課(市役所 本館3階)
※書類は直接持参してください。(郵送、ファックス、インターネット等では
受付いたしません。)

↑ 申請手続き

- 南あわじ市に住宅を建築し居住することを決め、工事請負契約又は売買契約の締結が完了したあとに手続きを開始できます。
- 所有権登記完了前に、必ず申請**を行い、市の審査を受けることが必要です。
- 登記完了後は速やかに実績報告を提出してください。審査後、請求書の提出を行い、
補助金が支払われます。
- 申請から請求書の提出までは必ず事業期間(令和2年4月1日～令和7年3月31日)の
同一年度内に行ってください。(登記完了年度に申請すること)

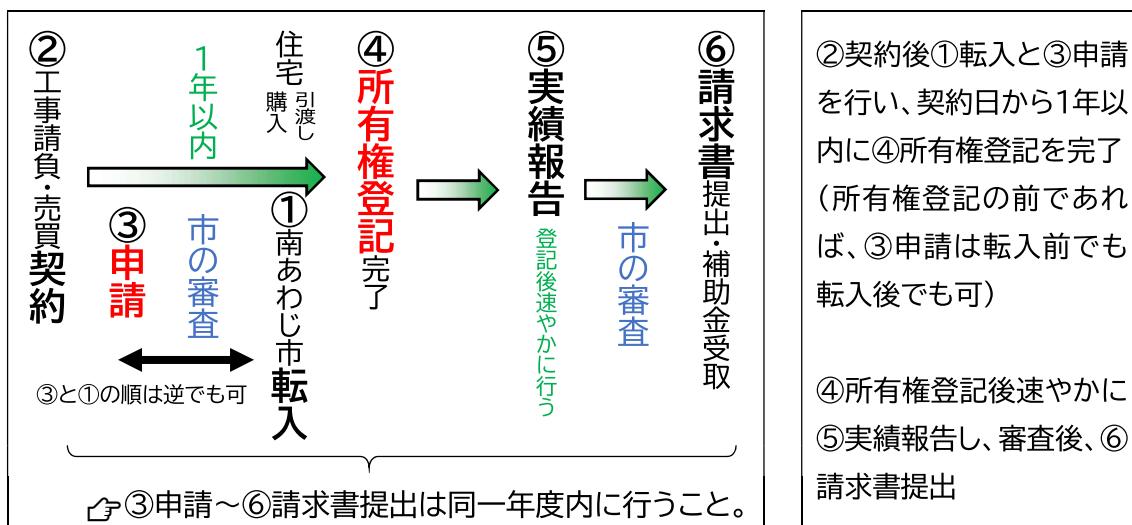
申請の流れ

□(1) 転入後、住宅を新築(又は購入)する場合



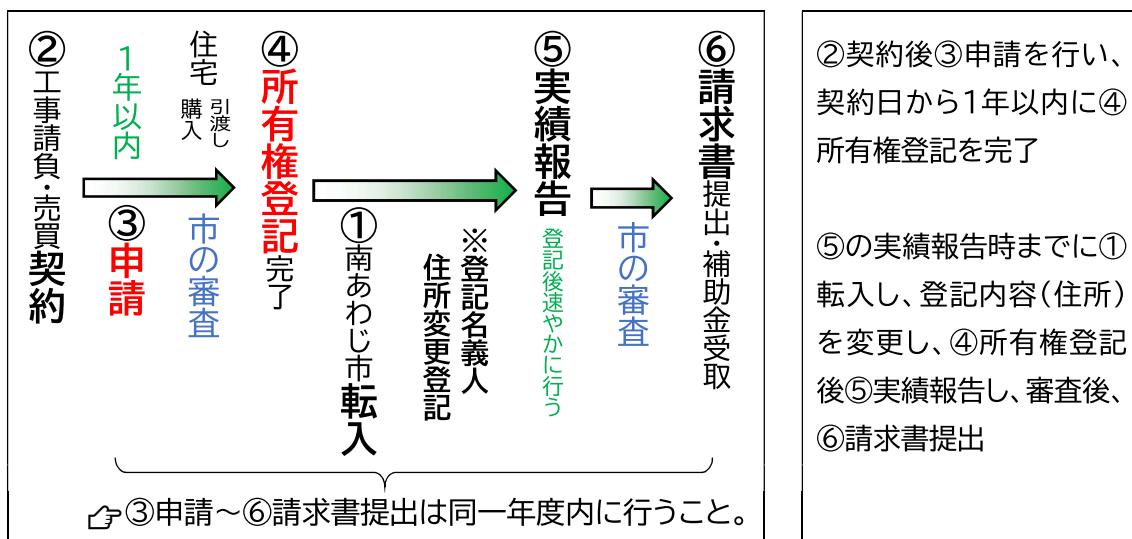
- ① 転入後1年以内に契約
- ② 契約後、③申請を行い、契約日から1年以内に④所有権登記を完了
- ④ 所有権登記後速やかに
- ⑤ 実績報告し、審査後、
- ⑥ 請求書提出

□(2) 住宅契約・完成(又は購入)後に転入する場合



- ② 契約後①転入と③申請を行い、契約日から1年以内に④所有権登記を完了 (所有権登記の前であれば、③申請は転入前でも転入後でも可)
- ④ 所有権登記後速やかに
- ⑤ 実績報告し、審査後、⑥ 請求書提出

□(3) 住宅を取得後、転入する場合



- ② 契約後③申請を行い、契約日から1年以内に④所有権登記を完了
- ⑤ の実績報告時までに①転入し、登記内容(住所)を変更し、④所有権登記後⑤実績報告し、審査後、⑥請求書提出

必要書類

【補助金を申請するとき】

- 南あわじ市マイホーム取得事業補助金交付申請書
- 誓約書兼同意書(連帯保証人の印鑑証明書の写し及び直近年度の課税証明書を添付)
- 戸籍附票(過去3年間、南あわじ市に住所を有していないことが確認できるもの)
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 契約金額の内訳書の写し(見積書等で住宅部分、外構工事等の内訳がわかるもの、
売買契約の場合は住宅部分と土地の金額等が明記されたもの)
- 住宅の平面図及び位置図(地図上で住宅の場所がわかるもの)
- 口座振込申込書



【実績報告をするとき】

- 南あわじ市マイホーム取得事業補助金実績報告書
- 住宅の登記事項証明書の原本
(所有権登記を完了したもので申請者住所が対象の住宅所在地であるもの)
- 住宅の完成時又は取得時の写真(外観がわかるもの)
- 住宅取得代金支払領収書等の写し(申請者の支払額が明記されているもの。正式な領
収書、銀行払い込み用紙の写し、通帳の写し等)
- 住宅取得代金の内訳書(最終の見積書等)の写し
- 入居後の世帯全員記載の住民票(発行日から1月以内、続柄・本籍記載のもの)
- 世帯全員の未納の無い証明書(発行日から1月以内のもの)
- ※変更があった場合、最終の住宅の平面図及び位置図
- ※その他、市長が必要と認める書類

その他の特典



「通勤・通学者交通費助成制度」

高速バスの利用による居住地からの通勤・通学を奨励するため、交通費の一部を助成
しています。

<淡路島外への通勤・通学者>

最寄りの高速バス乗り場から、高速舞子又は小鳴門橋までの区間

・通勤 20%(通勤手当を除く) ・通学 30%

<通勤の補助率加算>

マイホーム取得事業において、市に実績報告をした後、補助金が確定した方で淡路島
外へ通勤する場合は、「通勤・通学者交通費助成制度」の補助率が加算されます。

■補助率 通勤20% + 加算30% = **50%**

■加算期間 補助金確定後、3年間

【問合せ先】南あわじ市役所 総務企画部 ふるさと創生課

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305

E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp